

計画作成年度	令和7年度
計画主体	福 井 市

福井市鳥獣被害防止計画

(令和8年度～10年度)

<連絡先>

担 当 部 署 名 福井市農林水産部林業水産課有害鳥獣対策室
所 在 地 福井県福井市大手3丁目10番1号
電 話 番 号 0776-20-5701
F A X 番 号 0776-20-5752
メールアドレス chouju@city.fukui.lg.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、中獣類(ハクビシン、アライグマ、アナグマ、タヌキ)、カラス(ハシブトガラス、ハシボソガラス)、ニホンザル、ツキノワグマ
計画期間	令和 8 年度～令和 10 年度
対象地域	福井市

以降は、アナグマ、タヌキを「その他中獣類」とする。

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和 7 年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
イノシシ	水稻	5.08ha	8,011 千円
	雑穀	6.49ha	718 千円
ニホンジカ	水稻	5.92ha	9,214 千円
	飼料作物(飼料稲)	0.05ha	4 千円
	雑穀	0.12ha	17 千円
	野菜	0.06ha	95 千円
	花き(水仙)	0.50ha	22 千円
中獣類	水稻、野菜、果樹	0.06ha	188 千円
カラス類	果実	0.02ha	84 千円
ニホンザル	-	-	-
ツキノワグマ	-	-	-
合計		18.3ha	18,353 千円

【人身被害】

鳥獣の種類	件 数	地 区
ツキノワグマ	0 件	-

(2)被害の傾向

【イノシシ】 福井市の山際集落の全域で生息が確認され、河川流域の集落においても被害が見られるようになった。 被害の大部分を占める水稻については、食害や踏み倒し及び圃場や畦畔の掘り起こし被害が発生している。 【ニホンジカ】 市内の西部地域及び東部地域の森林区域を中心として、福井市の山際集落の全域で生息が確認されている。 水稻や水仙の食害といった被害が発生しており、樹皮剥ぎや食害による森林被害も発生している。 近年は目撃情報や捕獲数が増加傾向にあり、市街地においてもニホンジカが出没するようになった。

【中獣類(ハクビシン、アライグマ、その他狩猟獣)】

市内全域で目撃が確認され、果樹や野菜の収穫期となる春から秋にかけて被害がある。また、住宅の屋根裏等への侵入など、生活環境被害も発生している。

【カラス】

市内全域で生息しており、市街地では電柱や電線下での糞害や騒音などによる生活環境被害が発生している。また、街路樹等においては、育雛期にヒナを守るため、通行人への威嚇などの報告がある。

【ニホンザル】

市内東部の岡保・酒生・美山地区で群れによる生息が確認されており、市内各地にハナレザルが出没し、家庭菜園等に被害が発生している。

【ツキノワグマ】

市内の山林に生息し、山際集落での目撃や痕跡情報に加え、令和 6 年度には市街地での出没も発生している。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和7年度)	目標値(令和10年度)
被害面積	18.30ha	14.60ha
被害金額	18,353 千円	16,000 千円未満

対象鳥獣ごとの軽減目標

	現状値(令和 7 年度)		目標値(令和 10 年度)	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
イノシシ	11.57ha	8,729 千円	9.25ha	7,400 千円
ニホンジカ	6.65ha	9,352 千円	5.30ha	7,950 千円
中獣類	0.06ha	188 千円	0.04ha	148 千円
カラス類	0.02ha	84 千円	0.01ha	66 千円

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	【有害捕獲】 地元支部である(一社)福井県猟友会高志支部に業務を委託している。	捕獲推進にあたっては、捕獲獣の埋設処理に係る負担増が課題となっている。 大型獣に関しては、山中へのくくりわなによる捕獲強化やセンサーカメラなど ICT 等の活用など効果的な捕獲、被害対策を進める必要がある。
	地元農家組合などが、イノシシ及びニホンジカの埋設処理を行う経費に対し支援している。	
	【集落補助】 集落団体が捕獲檻や追い払いに係る備品や消耗品を購入す	

	る経費を支援している。 【小動物捕獲】 特定外来生物であるアライグマの捕獲については、福井県アライグマ防除実施計画に基づき講習会を開催している。	
	【カラス対策】 市南部の八幡山に檻を3基設置し、捕獲している。 被害者からの依頼に基づき、ヒナや卵の捕獲をしている。 糞害等による生活環境被害に対し、カラスの警戒音声を使った追い払いを実施している。	生息範囲が市街地の電柱や電線上に拡大しており、それに伴い糞害等が増加している。 カラスの警戒音声を使った追い払いの対応強化が必要である。
	【ツキノワグマ対策】 ツキノワグマによる人身被害の可能性がある場合には、県が定めた捕獲に関する取扱い指針に基づき、捕獲を実施している。 令和7年度からは緊急銃猟に向けた対応に取り組んでいる。	放任された果樹等の誘引樹木を目的として、集落付近へ出沒する事例がある。
	【担い手確保】 集落ぐるみで対策を行う協議会に対し、狩猟免許の取得や更新の費用を支援している。 また、研修会を開催し、捕獲技術の習得を支援している。	捕獲隊の高齢化や今後の担い手の減少が懸念される。 狩猟免許取得支援により、免許取得が進んでいるが、免許取得後の支援も検討が必要である。
	【ジビエ活用】 捕獲獣の有効活用を図るため、食肉処理加工施設において処理を行っている。 各種イベントにおいてジビエ料理を提供するとともに、ジビエ親子料理教室を開催することでジビエ普及を推進している。	安定した品質や量の確保が難しく、本市においてはジビエが一般家庭まで普及していない。
防護柵の設置等に関する取組	【防護柵の支給・管理】 集落ぐるみ・地域ぐるみで侵入防止柵の設置や管理(柵周辺の草刈り等)を実施している。	集落内における人員等の不足により、有害獣に合った適切な方法での設置及び管理が困難な集落がある。

生息環境管理その他の取組	【生息環境管理】 集落・地域ぐるみで生息環境管理(緩衝帯の整理、放任果樹の伐採等)を実施している。 有害鳥獣による被害を受けている集落や市民を対象に鳥獣の習性や被害防止対策等に関する研修会を開催している。	集落内における人員等の不足により、集落ぐるみ・地域ぐるみで生息環境管理(緩衝帯の整理、放任果樹の伐採等)を実施が困難な集落がある。
--------------	---	---

(5) 今後の取組方針

従来から実施してきた、集落環境管理(放任果樹の伐採、緩衝帯の整理等)や防除対策(侵入防止柵の設置)及び捕獲体制(捕獲檻の設置)の取り組みを継続的に推進し、既に設置を終えた集落に対しては適正な維持管理の方法の講習及び指導をすることで、被害の軽減に取り組む。 また、鳥獣害対策を集落ぐるみ・地域ぐるみで取り組む体制づくりを推進し、全国各地で行われている鳥獣害対策の優良事例を周知・実践することで、持続可能な集落体制を構築する。 県や関係機関と連携し、ICT(情報通信技術)機器等を活用しながら、効果的な被害の防止に努める。 捕獲獣の有効活用のため、ジビエの普及促進に努める。 捕獲獣の埋設処理にかかる負担の軽減を図るため、捕獲獣を処理する減容化施設の整備を進めていく。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣捕獲については、福井市捕獲隊を編成し、地元猟友会支部である福井県猟友会高志支部に業務を委託している。 地元住民には、捕獲檻の見回り等や埋設処理について協力を頂いている。 研修会を通じ、有害鳥獣の捕獲について地元住民の意識向上を図っている。 集落ぐるみで対策を行う協議会に対し、狩猟免許の取得や更新の費用を支援している。 集落団体などが捕獲檻や追い払いに係る備品や消耗品を購入する経費を支援している。 特定外来生物であるアライグマの捕獲については、福井県アライグマ防除実施計画に基づき講習会を開催し、捕獲従事者を養成している。
--

※特定外来生物(生態系等へ被害を及ぼす外来生物として環境大臣が指定。)

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容(各年度)
R8	イノシシ、	捕獲檻(大型獣用)の整備 市3基、集落団体等2基
R9	ニホンジカ、	くくりわなの整備 市200基
R10	ニホンザル、 中獣類	捕獲檻(中獣類用)の整備 市5基
		アライグマ捕獲従事者の養成・狩猟免許取得推進

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

【有害鳥獣の近年の捕獲実績】

対象鳥獣	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考
イノシシ	510	690	465	
ニホンジカ	506	786	1103	
ハクビシン	94	141	86	
アライグマ	131	137	127	
その他中獣類	79	79	56	
カラス類	395	393	433	
ニホンザル	2	6	17	
ツキノワグマ	11	16	9	主に錯誤捕獲

近年の捕獲実績や福井県第二種特定鳥獣管理計画を参考に捕獲計画数を設定した。

イノシシについては、捕獲数の減少も見られるが、被害は継続しており、今後も計画的な捕獲に取り組む。

ニホンジカの捕獲数や生息予測数は、増加傾向にあり、くくり罠による捕獲強化を行うとともに、計画的な捕獲に取り組む。

ニホンザルは、群れの分裂を抑えながら加害レベルを低下させるため、ニホンザル地域実施計画に基づきサルの生息状況調査を実施するとともに、近隣市町、福井市有害鳥獣捕獲隊等と連携して捕獲に取り組む。

ツキノワグマについては、人の生活圏（市街地、集落、農耕地等）に出没した個体について対処的な捕獲を行うものとする。

その他の鳥獣についても、福井市有害鳥獣捕獲隊等と連携し、捕獲に取り組む。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	1,000	1,000	1,000
ニホンジカ	1,300	1,300	1,300
ハクビシン	150	150	150
アライグマ	150	150	150
その他中獣類	150	150	150
カラス類	800	800	800
ニホンザル	10	10	10
ツキノワグマ	-	-	-

捕獲等の取組内容

対象鳥獣	捕獲方法	期間	地域
イノシシ	くくりわな、はこわな、 囲いわな	通年	市内全域
ニホンジカ	くくりわな、はこわな、 囲いわな	通年	市内全域
中獣類	はこわな、つき網、 手捕り	通年	市内全域
カラス類	はこわな、手捕り	通年	市内全域
ニホンザル	くくりわな、はこわな、 囲いわな	通年	市内全域
ツキノワグマ	ドラム缶檻	通年	人の生活圏付近で、出没地付近

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

狩猟期間のイノシシ、ニホンジカに対する有害捕獲のみ、ライフル銃を含む銃器による捕獲を許可する。

それ以外の期間は、わなにより捕獲した有害獣の止めさし時にのみ、ライフル銃を含む銃器の使用を許可する。

(4)許可権限委譲事項

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、許可権限移譲済み。

福井県有害鳥獣捕獲実施要綱 別紙 1

市町長

国指定鳥獣保護区の区域外で、狩猟鳥獣(ただし、ツキノワグマについては人または家畜に危害を及ぼすおそれのあるときに限る。)、鳥類(狩猟鳥獣のうちの鳥類に限る。)のひな、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト(ドバト)、ウソ、オナガおよびニホンザルを、かすみ網を使用しない方法で捕獲等する場合

4 防護柵の設置に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	電気柵 L=35,600m (新規・更新)	電気柵 L=40,000m (新規・更新)	電気柵 L=40,000m (新規・更新)
ニホンジカ	ワイヤーメッシュ柵・ネット柵	ワイヤーメッシュ柵・ネット柵	ワイヤーメッシュ柵・ネット柵
ニホンザル	L=19,000m (新規)	L=17,000m (新規)	L=17,000m (新規)

(2)侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R8	イノシシ、ニホンジカ、 中獣類、ニホンザル、	・侵入防止柵の適正な設置、管理に向けた集落 点検や研修会の実施 ・追払いの実施及び集落への支援
R9		
R10		

5 生息環境管理及びその他被害防止に関する事項

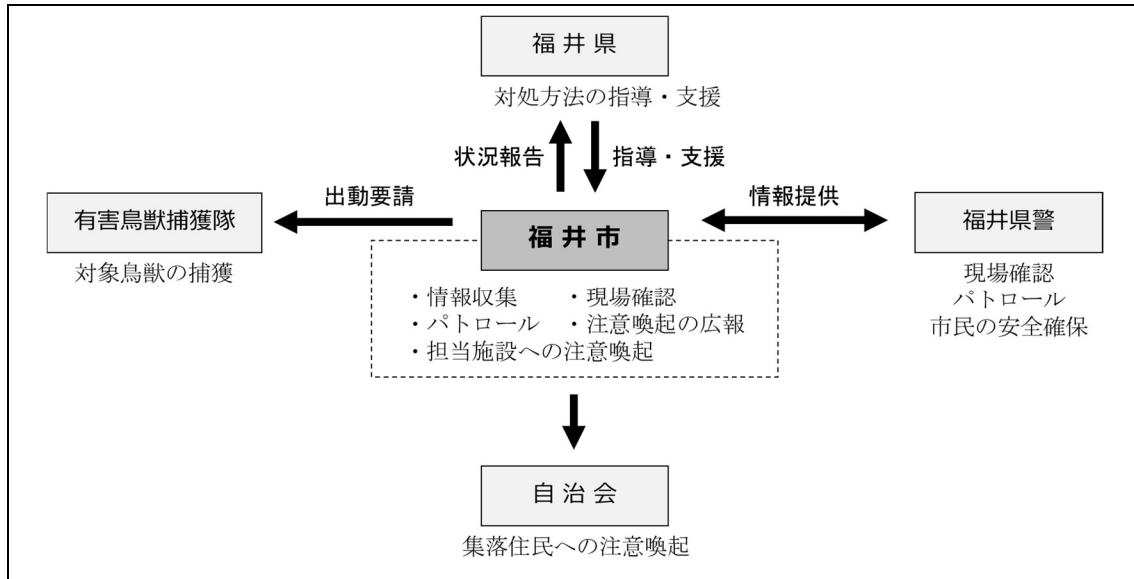
年度	対象鳥獣	取組内容
R8	イノシシ、ニホンジカ、 中獣類、カラス類、 ニホンザル、ツキノワグマ	・集落環境整備(山際の草刈り、緩衝帯の整備、 誘引物(野菜くず・生ごみ・放任果樹)の除去等) ・正しい鳥獣対策周知のための研修会の開催及 び広報(チラシ、ウェブサイト等)の実施 ・狩猟免許取得に必要な経費の助成 ・大型獣出没時のパトロール
R9		
R10		

6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
市所管課	情報収集、現場確認、パトロール、注意喚起の広報 (防災無線及びSNS等による広報)
市関係課	担当施設(学校、保育園等)への注意喚起
福井県	対処方法の指導、支援
福井県警	情報提供、現場確認、パトロール、 市民の安全確保(交通規制、周辺住民の避難・誘導等)
自治会	集落住民への注意喚起
有害鳥獣捕獲隊	対象鳥獣の捕獲

(2)緊急時の連絡体制



7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲獣の埋設処理負担の軽減を図るため、捕獲獣を適正に処理する減容化施設の整備を進めていく。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフードとしての利用等その有効な利用に関する事項

食品	現在、市内には野生鳥獣を扱う民間の食肉処理加工施設があり、捕獲した対象鳥獣(ニホンジカ、イノシシなど)については、捕獲後の個体を有効活用するため、可能なものはそれらの施設での処理を推進し、食肉(ジビエ)として活用を図る。 また、ジビエに対する市民の理解を得るため、市主催イベントなどでジビエ試食会やジビエ親子料理教室といったPRイベントを継続して開催する。
ペットフード、皮革、その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での屠体給餌、学術研究等)	現在、食品以外の有効利用に事業として取り組む団体はないが、支援の要望がある場合には対応の検討をしていく。

9 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

協議会の名称	福井市鳥獣害対策協議会
--------	-------------

構成機関の名称	役割
福井市	事務局、有害鳥獣による農作物及び生活環境被害状況等の調査研究、鳥獣害対策の普及・推進
福井県福井農林総合事務所	農作物被害防除の技術及び対応策の指導
福井県農業協同組合	農作物の被害情報の把握・報告
森林組合(福井、美山町、越前福井)	奥山での有害鳥獣捕獲隊への作業協力
福井県農業共済組合	農作物の被害情報の把握・報告
有害鳥獣捕獲隊員	有害鳥獣の捕獲
被害地区の代表者	里地・里山での有害鳥獣捕獲隊への作業協力

(2)関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
なし	

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年度から市職員による鳥獣被害対策実施隊を設置

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

この計画の対象鳥獣以外の鳥獣による被害が発生するなど、新たな状況に対応できなくなった場合はその都度、県や関係機関と協議して計画を見直し、効果的な対策の実施に努める。

10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

県や関係機関と連携し、被害及び生息状況に関し正確な情報の把握を行う。
また、先進的な取り組みについての情報を収集するとともに、被害防止に有効な手法については集落等へ情報を提供する。
対象鳥獣以外のニホンイタチ(オス)、シベリアイタチ、サギ等の鳥獣の被害等が確認された場合は、この計画に準じ防除対策を行い、必要に応じ計画を変更して対応する。